

公印省略

3 介 第 9 6 6 号
令和 3 年 7 月 9 日

各高齢者施設 管理者 殿
各介護サービス事業所 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監査指導第一係)
(監査指導第二係)

「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

4月20日から実施してきた県単独措置に続き、5月12日から2か月にわたって、緊急事態措置、まん延防止等重点措置を続け、その結果、本県の新規陽性者数や病床使用率は大きく改善し、国の分科会が示すステージ判断指標のすべてがステージⅡ相当以下に改善しました。

不要不急の外出自粛や休業・営業時間短縮など厳しい要請に、多くの県民及び事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

これらの改善傾向を受け、7月8日、国は、7月11日をもってまん延防止等重点措置の対象区域から本県を解除することを決定しました。

現在の感染状況や医療提供体制への負荷の状況などをふまえ、県独自に不要不急の外出自粛や飲食店に対する営業時間短縮といった厳しい措置は行わないこととしましたが、一方で、感染性が高いとされるデルタ株をはじめ新たな変異株の脅威や、本県との往来が多い東京や大阪における拡大傾向が見られることなどから、ここで気を緩めることなく、改めて基本的な感染防止対策を徹底し、リバウンドを抑え込む必要があります。

高齢者施設等におきましても、今後のリバウンドを防止するため、引き続き下記の「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」の要請について、ご協力をお願いいたします。

<資料>

福岡県ホームページ「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」

アドレス : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/141849.pdf>

福岡県保健医療介護部介護保険課
監査指導第一係 TEL : 092-643-3251
監査指導第二係 TEL : 092-643-3319